

# あなたの「健康」大丈夫？ 総合健診結果報告会がはじまります

あなたの身近に「面倒くさい」「時間がない」とぐるに悪いといつこはないから必要ない」など、そんなふうに思つて健診を受けていない方はいませんか？

病気は、ある程度進行するまでは症状としてあらわれてこないことがあります。だからこそ、体の中で起こつている小さな異常を、健診でしっかりとキヤツチする必要があるのです。食べ過ぎや運動不足、飲みすぎ、過労など生活习惯の乱れが続けば、余ったエネルギーが脂肪に姿を変え、内臓の周りに蓄積し、肥満・高血糖・脂質異常・高血圧など健診結果に必ずあらわれてきます。

合言葉は、「健診は、健づくりのよきパートナー」。健診結果は、「自分の健康を育てるうえでのよきパートナー」。自分の体とまつすぐ向き合って自分らしい健康的な生活をあげたいものです。

## 総合健診結果報告会

韮崎市総合健診をお受けいただいた方への結果報告会の日程は次のとあります。健診をお受けいただいた皆様に、より効率的に健診結果をお伝えできるよう、時間帯・実施場所を健診結果及び年齢ごとに設定しております。

詳しくは、健診後個別に通知をお送りいたしますので確認してください。

健診		結果報告会			
場所	健診日	74歳まで		75歳以上	
		日程	場所	日程	場所
清哲	7月20日(火)	8月27日(金)		8月27日(金)	清哲会館
龍岡	7月21日(水)	8月27日(金)		8月27日(金)	龍岡公民館
藤井	7月22日(木)	8月30日(月)		8月30日(月)	藤井公民館
穴山	7月23日(金)	8月30日(月)		8月30日(月)	穴山公民館
市全体①				8月30日(月)	保健福祉センター
韮崎①	7月24日(土)	9月1日(水)		9月1日(水)	保健福祉センター
韮崎②	7月25日(日)	9月3日(金)		9月3日(金)	保健福祉センター
旭	7月27日(火)	9月3日(金)		9月3日(金)	旭公民館
円野	8月3日(火)	9月10日(金)		9月10日(金)	つぶらの会館
神山	8月4日(水)	9月10日(金)		9月10日(金)	神山公民館
市全体②	8月7日(土)	9月13日(月)		9月13日(月)	保健福祉センター
市全体③	10月2日(土)	11月8日(月)		11月8日(月)	保健福祉センター
市全体④	10月3日(日)	11月9日(火)		11月9日(火)	保健福祉センター
市全体⑤	10月9日(土)	11月15日(月)		11月15日(月)	保健福祉センター
大草	10月13日(水)	11月22日(月)		11月22日(月)	大草公民館
穂坂	10月14日(木)	11月22日(月)		11月22日(月)	穂坂コミュニティセンター
中田	10月15日(金)	11月24日(水)		11月24日(水)	中田公民館
市全体⑥				11月24日(水)	保健福祉センター
市全体⑦	10月16日(土)	11月26日(金)		11月26日(金)	保健福祉センター
市全体⑧	10月17日(日)	11月29日(月)		11月29日(月)	保健福祉センター
市全体⑨	10月31日(日)	12月8日(水)		12月8日(水)	保健福祉センター

■お問い合わせ  
保健課健康増進担当・保健指導担当  
TEL 231-4310  
FAX 231-4316

## 特定保健指導

平成20年4月より、「特定健診・特定保健指導」という新しい制度が始まりました。

健診によって保健指導の必要度を判定し、健診を受けた全員に対して「情報提供」を行い、健診結果に応じて「特定保健指導」として専門家が健康状態の改善をサポートします。

### 対象者は？

韮崎市においては、国民健康保険加入者の40歳から74歳の方を対象に「特定保健指導」を行います。国民健康保険以外の方につきましては、各医療保険者にお問い合わせください。



特定保健指導の対象には、なはなかつたものの、個人的に健康に関して相談してみたい方は保健福祉センター（保健課）において毎週月曜日及び木曜日の午前9時30分から午後4時まで健康相談を実施しております。また、陸上ウォーキング教室や、健康アップ教室などの教室もありますので、韮崎市健康カレンダーをご確認ください。この機会に是非、自分の体を見つめなおしましよう。

# 蔚崎市「子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業」 が始まります！



■接種の助成対象者に接種費用3回分の全額を助成します。【ただし、総額で上限50,000円まで】

助成対象（学年）年齢	助成対象者の方の生年月日など
小学6年生相当年齢の女性	平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で、市内に住所を有する方
中学3年生相当年齢の女性	平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、市内に住所を有する方

- 助成対象者の方には全員8月上旬に助成券・予診票（ともに3回分）を郵送いたします。
- 接種を希望する方は、同封の注意事項をよく確認し、十分な体調管理のもと保護者同伴のうえ、下記の医療機関へ電話などで必ず予約を行って接種を受けてください。
- 接種の際は①同封の助成券 ②同封の予診票 ③母子健康手帳 ④印鑑 ⑤健康保険証を忘れずに持参してください。
- 2回目の接種には1回目の、3回目接種には2回目の接種証明書を医療機関へ提示してください。
- 助成券・予診票が届かなかった方や、紛失された方は蔚崎市保健福祉センターまで連絡してください。
- 4月以降すでに接種を済ませた方は、領収書等接種したことがわかるものと印鑑を持参して蔚崎市保健福祉センター窓口へ、また、やむをえず市外の医療機関で接種される方は保健福祉センターまで連絡してください。

## ■子宮頸がん予防ワクチン接種スケジュール

項目	22年8月			9月			10月			11月			12月			23年1月			2月			3月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
助成券・予診票の個別送付	➡																								
第1回目接種		➡ 1																							
第2回目接種 (1回目から1か月後)				➡ 2																					
第3回目接種 (1回目から6か月後)																			➡ 3						

## ■受託医療機関

No.	医療機関名	住所	電話番号	FAX
1	いいのクリニック	本町2-14-15	23-1296	23-1297
2	飯野産婦人科医院	本町2-14-12	22-1074	22-7189
3	きっかわ整形外科クリニック	若宮2-8-18	30-4141	21-2020
4	たのくらクリニック	藤井町南下條338	21-3030	21-3031
5	寺本医院	本町2-7-9	22-0549	22-0578
6	中込医院	旭町上條北割1038	22-0474	22-0474
7	にこにこクリニックこでら小児科	龍岡町下條南割1045	23-6677	23-6687
8	にらさき泉野内科小児科クリニック	岩下1232	22-1181	22-1752
9	蔚崎クリニック	神山町北宮地3	20-1411	20-1422
10	蔚崎市立病院	本町3-5-3	22-1221	22-9731
11	蔚崎相互病院	本町1-16-2	22-2521	23-1838
12	野口外科胃腸科	中田町中條1433	25-5015	25-5096
13	本町クリニック	本町2-19-3	22-8741	22-8742
14	ますやま整形外科クリニック	藤井町南下條395	21-2100	21-2101
15	三井医院	本町1-11-8	22-0845	22-0845
16	薬袋整形外科医院	富士見2-13-2	22-0203	22-5067

※ワクチン接種はなるべく1～3回を市内の同一医療機関で受けてください。（市外の医療機関で接種される場合は医療機関窓口でのお支払いが必要になる場合があります。）

■お問い合わせ 保健福祉センター ☎ 23-4310

# 住宅用火災警報器の設置義務が近づいています！

## ◆なぜ設置が必要なの？

毎年住宅火災による死者は1000人を超えており、そのほとんどの人々が「逃げ遅れ」により亡くなっています。そのため、火災の発生を未然に又は早期に感知し、警報する火災警報器の設置が必要とされています。



## ◆いつから設置が必要になるの？

新築住宅については、平成18年6月1日から義務化されています。既存住宅については各市町村条例により、平成23年6月1日から義務化となります。

## ◆誰が取り付けるの？

住宅の関係者（所有者、管理者又は占有者）と定められています。したがって、持ち家の場合はその所有者が、アパートや賃貸マンションなどの場合は、オーナーと借受人が協議して設置することになります。

## ◆悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、巧妙な手口を使った悪質な訪問販売などのトラブルの発生が危惧されます。不振に思つたら、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。

住宅用火災警報器等に関する質問は、「住宅用火災警報器相談室」へお気軽にご相談ください。

◆お問い合わせ  
△総務課防災交通担当  
(内線339)

△住宅用火災警報器相談室  
☎ 0120-1565-1911  
平日の9時～17時

△峠北消防本部予防課  
☎ 2317119

## 9月5日は 荘崎市防災訓練に参加しよう！

### ■お問い合わせ

総務課防災交通担当 (内線339)

「みんなのまちはみんなで守る」を合言葉に、お住まいの地区的防災訓練に積極的に参加しましょう。

当日は市の防災無線で、8時30分に「地震警戒宣言」を発令いたしますので毎に計画して行われます。

今年も多くの皆様に参加していただけますよう、防災週間の日曜日である9月5日に実施いたします。

## ご利用ください！ “チャイルドシート”の貸し出し期間が延長になります

現在市では、「乳児用」「幼稚用」「学童用」の3種類のチャイルドシートの貸し出しを行っていますが、子育て支援の一環として、9月より貸し出し期間を延長します。

今回延長となるのは「乳児用」チャイルドシートで、これまでの1ヶ月間から、最大で3ヶ月までの貸し出しがなります。

「幼稚用」・「学童用」はこれまでと同様1ヶ月が限度の貸し出しがなりますが、引き続き、一時的・緊急的に必要となった場合にはお問い合わせ・お申し込みください。

### ■お問い合わせ

総務課防災交通担当 (内線339)

## 莊崎市職員（看護師）を募集します

採用職種	試験区分	採用者数	採用日	申込受付	試験日	試験種目	資格要件等
看護師	中級	10名程度	10月1日	8月9日～27日	9月10日	①小論文 ②適正検査 ③面接	看護師資格を有する人(採用時45歳以下)
			11月1日	9月6日～24日	10月15日		
			12月1日	10月4日～22日	11月12日		
			1月1日	11月8日～26日	12月8日		
			2月1日	12月7日～24日	1月14日		
			3月1日	1月11日～28日	2月10日		
			4月1日	2月7日～25日	3月11日		

詳細は、「莊崎市職員（看護師）中途採用試験案内」をご覧ください。

※8月1日から市ホームページに掲載、政策秘書課及び市立病院事務局にて配付

■お問い合わせ 政策秘書課人事担当 (内線325) <http://www.city.nirasaki.lg.jp>



# 国勢調査を実施します

情報公開コーナーをご活用ください！

総務省では、平成22年10月1日に「平成22年国勢調査」を実施します。この調査は、我が国の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査で、大正9年（1920年）以来5年ごとに実施されており、今回で19回目になります。調査結果は地方交付税の算定、選挙区の画定、議員定数の基準、福祉政策や防災対策など、国や地方公共団体の行政施策での利用をはじめ、個人の生活設計や企業の事業計画など様々な場面において利用されます。9月中旬から調査員が全世帯に訪問しますので、調査へのご理解・ご協力ををお願いします。

## ■調査の基準日と対象は？

平成22年10月1日を基準日とし、日本国内にふだん住んでいる全ての人を対象とします。日本に居住する外国人も対象になります。

## ■調査の方法は？

9月中旬から、調査員が全世帯に調査票等を配布しますので、記入をお願いします。

10月になりましたら調査員が調査票の回収に伺いますので提出用封筒に封入してお渡しください。

※郵送による提出方法もありますが、市では原則、調査員が回収する方法で調査を実施します。

## ■調査内容（個人情報）は守られる？

調査内容は統計の作成、分析以外には利用されません。

また、統計法により国勢調査の従事者には守秘義務が課せられていますので、安心してご回答ください。

### ■お問い合わせ

◇企画財政課企画推進担当（内線355～357）

◇総務省ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>



市役所1階ロビーの情報公開コーナーでは、市政情報、統計情報をはじめ市の刊行物の閲覧などができます。是非お立ち寄りください！

## 平成21年度 情報公開・個人情報開示実施状況

### ■情報公開制度

市がもっている様々な情報（個人情報や法令等の規定により公にすることができないものを除きます。）を皆さんのが請求に応じて閲覧や写しの交付を行う制度です。市は、積極的に情報を公開することで、透明性の高い開かれた市政を実現していきます。

### 【実施機関別請求件数及び内訳】

実施機関 (公開の決定を行なう機関)	請求 件数	公開・非公開決定の内訳			
		全部 公開	部分 公開	非公開	文書 不存在
市長	7	4	2	1	
議会	4	4			
教育委員会	1			1	
合計	12				

### ■個人情報保護制度

市が個人情報を適切に取り扱うためのルールを定めるとともに、皆さんが自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を求めることができる権利を明らかにすることで、その権利利益を保護する制度です。

### 【実施機関別請求件数及び内訳】

実施機関 (開示の決定を行なう機関)	請求 件数	開示・非開示決定の内訳			
		全部 開示	一部 開示	非開示	文書 不存在
市長	3	2	1		
合計	3	2	1		

### ■お問い合わせ

総務課総務担当（内線334）

TEL 22-8479

[soumu@city.nirasaki.lg.jp](mailto:soumu@city.nirasaki.lg.jp)

<http://www.city.nirasaki.lg.jp>

FAX・メールによる  
請求もご利用ください。  
市ホームページから直接  
メール送信もできます。

